

個人より国が尊重されるのか

表題は朝日新聞『アエラ』2016年5月16日号。参院選前の特集だが、これが現実味を帯びてきているのが怖い。「改憲」といえば、9条ばかりに目がいくが、論点はほかにもある。自民党の改正草案を見ると、改憲でこの国の形がどうなるかが見えてくるとして、憲法前文、13条、21条、24条を取りあげる。

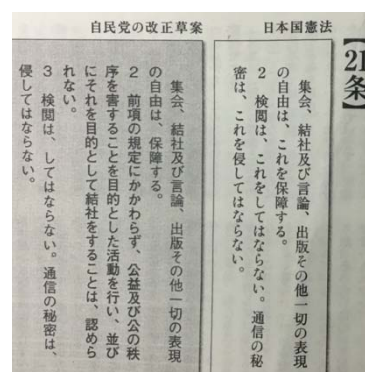
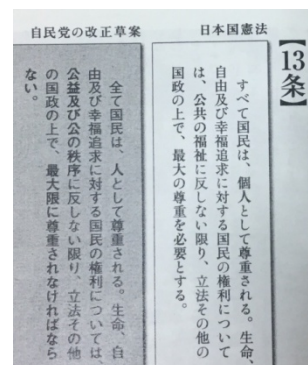
ふだん何気なく憲法を考えている人が多いが、昨日レポートでも紹介した自民党改正草案を読むと、自分たちに改憲がどのような影響を及ぼすかが分かってくる。日経新聞7月23日朝刊1面「春秋」は、ふだんの日常生活と関わらせ、自民党改正草案を批判している。参考になるので紹介したい。

ボーナスでも出たのか、子どもをすし屋に連れてきたお父さんが気前のいいところを見せていた。「さあ、どんどん注文していいぞ」「わーい。やったー」。が、父親はふと不安になったらしく、あわててクギを刺した。「高いものはダメだぞ。パパをこまらすなよ――」

▼カウンターのなかで店主が苦笑していたが、自民党の憲法改正草案だって似たようなものかもしれぬ。たとえば言論や表現の自由を保障した第21条には、こういう抑えが続く。「前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」

▼こんな言い足しをしているようでは、集会や結社や、いっさいの表現の自由をこれまで通り保障します―と書いてあっても眉につばをつけたくなる。「公益及び公の秩序」を守れというくだりは第12条にも見えるが、へたをすれば何でもかんでもそれに縛られよう。草案のコワモテぶりは、時代遅れの校則みたいである。

▼野党時代につくった草案だけにいきおい保守的になっただけだが、冷静な改憲論議のためには棚にでも上げて置くほうがいい。ほかにも草案には妙な条文が多く、第24条にいわく「家族は、互いに助け合わなければならない」。すし屋で親を困らせる注文もこれで防げるなどと喜ぶなかれ。およそ憲法の言うことではない。



(2016年7月27日)